

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(平成 13 年 3 月改正)により、平成 14 年 12 月から、設置時期にかかわらず、処理基準を満たさない焼却炉でのごみの焼却が禁止されています。たとえば、古いドラム缶を利用しての家庭ごみの焼却は、禁止行為に当たります。

家庭で使用しても良い焼却炉の構造基準

家庭に簡易焼却炉をお持ちの方、また、これから焼却炉を購入する予定のある方は、焼却炉が下表の基準を満たしているか、一度ご確認ください。

すべての項目の基準を満たしていないものは、使用することを禁止されています。

基準内容	チェック欄
・空気取り入れ口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく、燃焼ガスの温度が 800 度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。	
・焼却に必要な量の空気の通風が行われるものであること。	
・外気と遮断された状態で、定量ずつごみを燃焼室に投入できること。	
・燃焼室の中の燃焼ガスの温度を測定できる装置があること。	
・燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置があること。	

例外とされる廃棄物の焼却

伝統行事などで、例外とされている焼却は次のとおりです。ただし、例外とされる場合でも、事前に消防署へ連絡するなど、周囲に迷惑のかからないように行ってください。

国または地方公共団体が、その施設を管理するために必要なもの	具体的には	河川敷の草焼き 道路沿の草焼き
震災・風水害・火災・凍霜害などの予防・応急対策または復旧のために必要なもの	具体的には	災害などの応急対策 火災予防訓練
風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要なもの	具体的には	大晦日や正月のしめ縄・門松などを焼く行事
農業・林業または漁業を営むためにやむを得ないとして行うもの	具体的には	あぜ草や下草の焼却 魚網にかかったごみの焼却
焚き火など、日常生活で通常行われるもので軽微なもの	具体的には	落ち葉焚き 焚き火

《参考》

廃棄物の投棄禁止や廃棄物の焼却禁止に違反した場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の罰則規定により処罰されます。